

事 務 連 絡
令和 7 年 7 月 18 日

各都道府県担当部局長 殿

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（被災者生活再建担当）

「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」の改定について

「災害の被害認定基準について」（平成13年6月28日付け府政防第518号内閣府政策統括官（防災担当））の基準に基づき、的確かつ円滑に被害認定業務を実施するための標準的な調査方法及び判定方法を示した「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」について、この度、関係省庁等の協力も得つつ見直しを行い、内閣府において別添のとおり運用指針を改定しましたので、送付いたします。

つきましては、貴都道府県内の関係部局及び市町村の防災担当部局及び被害認定関係部局に周知いただきますようお願いいたします。

問い合わせ先

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（被災者生活再建担当）付
白倉、村上、打矢、小柳

Tel 03-3503-9394 Fax 03-3502-6034

災害に係る住家の被害認定基準運用指針新旧対照表

(傍線部分は改定部分)

新	旧
【 総 則 】 1～4. (略) 5. 調査方法 災害による住家被害が発生した場合、災害ごとに定める次の方法で調査を行うこととする。なお、被害の状況によっては「第4編 液状化等の地盤被害による被害」に定める方法で調査を行うこともできる。 ●地震による被害 地震により被災した住家に対する被害調査は、第1次調査・第2次調査の2段階で実施する。ただし、<u>調査を全体として効率よく実施するため、申請書等の情報から、外観被害は軽微でも、内部被害が比較的大きいと考えられる住家は</u>、第1次調査を実施せず、第2次調査から実施することも考えられる。<u>また、第2次調査の実施体制が確立されている場合は、第1次調査の概ねの終了を待たず第2次調査を前倒しで実施することも考えられる。</u>	【 総 則 】 1～4. (略) 5. 調査方法 災害による住家被害が発生した場合、災害ごとに定める次の方法で調査を行うこととする。なお、被害の状況によっては「第4編 液状化等の地盤被害による被害」に定める方法で調査を行うこともできる。 ●地震による被害 地震により被災した住家に対する被害調査は、第1次調査・第2次調査の2段階で実施する。ただし、<u>調査棟数が少ない場合等において</u>は、第1次調査を実施せず、第2次調査から実施することも考えられる。

新	旧
(略) ●水害による被害 (略) ●風害による被害 (略) 被害調査は、本運用指針及び調査票等により行い、その結果に基づいて住家の被害の程度を判定する。<u>片付け、修理、解体、積雪等により十分に確認できない場合は、被災者から提供を受けた写真や被災者への聞き取り結果により損傷状況を把握することも考えられる。</u> (略) 6. 判定方法 (略) その後の主な改定の内容は、次のとおりである。 ・平成 21 年改定 (略) ・平成 25 年改定 (略) ・平成 30 年改定 (略) ・令和 2 年改定 (略) ・令和 3 年改定 (略) ・令和 6 年改定 (略) <u>・令和 7 年改定 第2次調査から実施する場合等の調査フローの追</u>	(略) ●水害による被害 (略) ●風害による被害 (略) 被害調査は、本運用指針及び調査票等により行い、その結果に基づいて住家の被害の程度を判定する。 (略) 6. 判定方法 (略) その後の主な改定の内容は、次のとおりである。 ・平成 21 年改定 (略) ・平成 25 年改定 (略) ・平成 30 年改定 (略) ・令和 2 年改定 (略) ・令和 3 年改定 (略) ・令和 6 年改定 (略)

新	旧
<u>加、「地震編」の「第1次調査」に、屋根、壁（外壁）及び建具の損傷により簡易に「半壊」と判定する方法を追加 等</u> ●地震による被害 (1) (略) (2) 傾斜による判定 (木造・プレハブの住家) 住家の傾斜が1/20以上の場合は、住家の損害割合を50%以上とし、「全壊」と判定する。 住家の傾斜が1/60以上1/20未満の場合は、(3)-1により住家の損害割合を算定する際に、傾斜による損害割合を15%とすること、<u>又は住家の損害割合を20%以上30%未満として「半壊」と判定することができる。</u> (非木造の住家) (略) (3) 部位による判定 <u>木造・プレハブの住家については、(3)-1、(3)-2 又はその両方により判定を行う。非木造の住家については、(3)-1 により判定を行う。</u> <u>(3)-1</u> 住家の主要な構成要素の損傷に係る目視調査結果等から、部位ごとに損傷率を算定し、当該損傷率に部位別構成比を乗じて得られる	●地震による被害 (1) (略) (2) 傾斜による判定 (木造・プレハブの住家) 住家の傾斜が1/20以上の場合は、住家の損害割合を50%以上とし、「全壊」と判定する。 住家の傾斜が1/60以上1/20未満の場合は、(3)により住家の損害割合を算定する際に、傾斜による損害割合を15%とすることができる。 (非木造の住家) (略) (3) 部位による判定 住家の主要な構成要素の損傷に係る目視調査結果等から、部位ごとに損傷率を算定し、当該損傷率に部位別構成比を乗じて得られる

新	旧
部位別損害割合の和を住家の損害割合とする。 住家の損害割合が 50%以上の場合を「全壊」、40%以上 50%未満の場合を「大規模半壊」、30%以上 40%未満の場合を「中規模半壊」、20%以上 30%未満の場合を「半壊」、10%以上 20%未満の場合を「準半壊」、10%未満の場合を「準半壊に至らない（一部損壊）」と判定する。 なお、木造・プレハブの住家にあつては、基礎又は柱（又は耐力壁）の損傷率が、非木造の住家にあつては、柱（又は耐力壁）又は梁の損傷率が、75%以上の場合、住家の損害割合を 50%以上とし、「全壊」と判定する。 （注 2） 非木造のうち集合住宅等の大規模なもので、全体で調査、判断することが困難な場合は、被害が最も大きいと思われる階のみを調査し、全体の損害割合として差し支えない。 <u>(3)-2</u> <u>屋根、壁（外壁）及び建具の損傷状況を外観目視により把握し、各部位に定められた損傷の基準を全て満たすものを「半壊」と判定する。</u> ●水害による被害 （略） ●風害による被害 （略） ●航空写真等を活用した判定について （略）	部位別損害割合の和を住家の損害割合とする。 住家の損害割合が 50%以上の場合を「全壊」、40%以上 50%未満の場合を「大規模半壊」、30%以上 40%未満の場合を「中規模半壊」、20%以上 30%未満の場合を「半壊」、10%以上 20%未満の場合を「準半壊」、10%未満の場合を「準半壊に至らない（一部損壊）」と判定する。 なお、木造・プレハブの住家にあつては、基礎又は柱（又は耐力壁）の損傷率が、非木造の住家にあつては、柱（又は耐力壁）又は梁の損傷率が、75%以上の場合、住家の損害割合を 50%以上とし、「全壊」と判定する。 （注 2） 非木造のうち集合住宅等の大規模なもので、全体で調査、判断することが困難な場合は、被害が最も大きいと思われる階のみを調査し、全体の損害割合として差し支えない。 ●水害による被害 （略） ●風害による被害 （略） ●航空写真等を活用した判定について （略）

新	旧
7. ～ 10. （略） 1 1. 調査結果の記録等 調査結果（調査票、損傷状況の分かる写真等）については、被災者から求められた場合等に、住家の被害の程度の判定結果及びその理由について、<u>被災者がその妥当性を評価</u>できるよう、<u>十分かつ丁寧な説明に努めるとともに</u>、適切に記録、整理しておく。 1 2. その他 （略） また、大規模地震災害等により、単独の市町村で被害認定を速やかに実施することが困難になることも想定すると、地元の被害認定調査経験者や税務課 OB の活用、都道府県間あるいは近隣市町村間との相互協力や、<u>不動産鑑定士</u>、応急危険度判定士、被災度区分判定士、建築士会等からの支援受入れも重要であり、平時より協定締結等により応援・協力体制を整えておくことが必要である。 ＜参考＞被害認定の流れ （略）	7. ～ 10. （略） 1 1. 調査結果の記録等 調査結果（調査票、損傷状況の分かる写真等）については、被災者から求められた場合等に、住家の被害の程度の判定結果及びその理由について<u>情報提供</u>できるよう、適切に記録、整理しておく。 1 2. その他 （略） また、大規模地震災害等により、単独の市町村で被害認定を速やかに実施することが困難になることも想定すると、地元の被害認定調査経験者や税務課 OB の活用、都道府県間あるいは近隣市町村間との相互協力や、応急危険度判定士、被災度区分判定士、建築士会等からの支援受入れも重要であり、平時より協定締結等により応援・協力体制を整えておくことが必要である。 ＜参考＞被害認定の流れ （略）

新	旧
<第1編 地震による被害> 地震による被害とは、地震により、地震力が作用することによる住家の損傷及び地震に伴う液状化、斜面崩壊、亀裂等の地盤被害による住家の損傷をいう。	<第1編 地震による被害> 地震による被害とは、地震により、地震力が作用することによる住家の損傷及び地震に伴う液状化、斜面崩壊、亀裂等の地盤被害による住家の損傷をいう。 <u>地震により被災した住家に対する被害調査は、第1次調査、第2次調査の2段階で実施する（調査棟数が少ない場合等においては、第1次調査を実施せず、第2次調査から実施することも考えられる）。</u> <u>第1次調査は、外観目視調査により、外観の損傷状況の目視による把握、建物の傾斜の計測及び住家の主要な構成要素（外観から調査可能な部位に限る。）ごとの損傷程度等の目視による把握を行う。調査により把握した住家の外観の損傷状況、住家の傾斜及び部位ごとの損傷程度等により、住家の損害割合を算定し、被害認定基準等に照らして、住家の被害の程度を判定する。</u>

新	旧
<u>なお</u>、地震による地盤の液状化等による地盤被害が発生した場合や、斜面崩壊等による不同沈下や傾斜が発生した場合は、「第4編 液状化等の地盤被害による被害」に定める方法で調査を行うことも可能である。	<u>第2次調査は、第1次調査を実施した住家の被災者から申請があった場合に実施する。第2次調査は、外観目視調査及び内部立入調査により、外観の損傷状況の目視による把握、住家の傾斜の計測、部位ごとの損傷程度等の目視による把握を行う。調査により把握した住家の外観、住家の傾斜及び部位ごとの損傷により、住家の損害割合を算定し、被害認定基準等に照らして、住家の被害の程度を判定する。</u> <u>なお、第2次調査は、原則として申請者の立会いの下で内部立入調査を行う必要があるが、倒壊の危険がある等、内部立入調査ができない相当の理由がある場合は、内部立入調査ができるようになるまでの間は外観目視調査のみでも可とする。</u> <u>第2次調査実施後、被災者から判定結果に関する再調査の依頼があった場合には、当該被災者の依頼の内容を精査し、再調査が必要と考えられる点があれば、その点について再調査を行う。再調査に基づく住家の被害の程度の判定結果については、理由とともに当該被災者に示す。</u> <u>また</u>、地震による地盤の液状化等による地盤被害が発生した場合や、斜面崩壊等による不同沈下や傾斜が発生した場合は、「第4編 液状化等の地盤被害による被害」に定める方法で調査を行うことも可能である。

新	旧
【木造・プレハブ】 ※木造・プレハブとは、在来工法（軸組工法）による木造住宅、枠組壁工法による住宅、木質系プレハブ住宅、鉄骨系プレハブ住宅を指す。	【木造・プレハブ】 ※木造・プレハブとは、在来工法（軸組工法）による木造住宅、枠組壁工法による住宅、木質系プレハブ住宅、鉄骨系プレハブ住宅を指す。

新

<被害認定フロー（地震による被害 木造・プレハブ）>

【第1次調査】

(1) 外観による判定

- ①一見して住家全部が倒壊
- ②一見して住家の一部の階が全部倒壊
- ③一見して住家全部が流出又はずり落ち
- ④地盤の液状化等により基礎のいずれかの辺が全部破壊かつ基礎直下の地盤が流出・陥没
- ⑤地盤面の亀裂が住家直下を縦断・横断

いずれかに該当

全壊
(損害割合50%以上)

(2) 傾斜による判定

外壁又は柱の傾斜が1/20以上

該当

(3) 部位*による判定

基礎の損傷率が75%以上

該当

全壊

該当しない

各部位の損傷程度等(及び傾斜)から住家の損害割合を算定する。
※第1次調査における判定の対象となる部位は、屋根、壁(外壁)及び基礎とする。

住家の損害割合

※(3)ー2による半壊判定も可能

被災者から申請があった場合

【第2次調査】

(1) 外観による判定

- ①一見して住家全部が倒壊
- ②一見して住家の一部の階が全部倒壊
- ③一見して住家全部が流出又はずり落ち
- ④地盤の液状化等により基礎のいずれかの辺が全部破壊かつ基礎直下の地盤が流出・陥没
- ⑤地盤面の亀裂が住家直下を縦断・横断

いずれかに該当

全壊
(損害割合50%以上)

(2) 傾斜による判定

外壁又は柱の傾斜が1/20以上

該当

(3) 部位による判定

基礎又は柱(又は耐力壁)の損傷率が75%以上

該当

全壊

該当しない

各部位の損傷程度等(及び傾斜)から住家の損害割合を算定する。

住家の損害割合

50%以上
40%以上50%未満
30%以上40%未満
20%以上30%未満
10%以上20%未満
10%未満

大規模半壊
中規模半壊
半壊
準半壊*
準半壊に至らない*
(一部損壊)

※外壁又は柱の傾斜が1/60以上1/20未満の場合は半壊

【被災者から再調査の依頼があった場合の対応】

被災者の依頼の内容を精査した上で、必要に応じて再調査を実施

被災者から再調査の依頼があった場合

旧

<被害認定フロー（地震による被害 木造・プレハブ）>

【第1次調査】

(1) 外観による判定

- ①一見して住家全部が倒壊
- ②一見して住家の一部の階が全部倒壊
- ③一見して住家全部が流出又はずり落ち
- ④地盤の液状化等により基礎のいずれかの辺が全部破壊かつ基礎直下の地盤が流出・陥没
- ⑤地盤面の亀裂が住家直下を縦断・横断

いずれかに該当

全壊
(損害割合50%以上)

(2) 傾斜による判定

外壁又は柱の傾斜が1/20以上

該当

(3) 部位*による判定

基礎の損傷率が75%以上

該当

全壊

該当しない

各部位の損傷程度等(及び傾斜)から住家の損害割合を算定する。

住家の損害割合

50%以上
40%以上50%未満
30%以上40%未満
20%以上30%未満
10%以上20%未満
10%未満

大規模半壊
中規模半壊
半壊
準半壊
準半壊に至らない
(一部損壊)

※第1次調査における判定の対象となる部位は、屋根、壁(外壁)及び基礎とする。

【第2次調査】

(1) 外観による判定

- ①一見して住家全部が倒壊
- ②一見して住家の一部の階が全部倒壊
- ③一見して住家全部が流出又はずり落ち
- ④地盤の液状化等により基礎のいずれかの辺が全部破壊かつ基礎直下の地盤が流出・陥没
- ⑤地盤面の亀裂が住家直下を縦断・横断

いずれかに該当

全壊
(損害割合50%以上)

(2) 傾斜による判定

外壁又は柱の傾斜が1/20以上

該当

(3) 部位による判定

基礎又は柱(又は耐力壁)の損傷率が75%以上

該当

全壊

該当しない

各部位の損傷程度等(及び傾斜)から住家の損害割合を算定する。

住家の損害割合

50%以上
40%以上50%未満
30%以上40%未満
20%以上30%未満
10%以上20%未満
10%未満

大規模半壊
中規模半壊
半壊
準半壊
準半壊に至らない
(一部損壊)

【被災者から再調査の依頼があった場合の対応】

被災者の依頼の内容を精査した上で、必要に応じて再調査を実施

被災者から再調査の依頼があった場合

新

旧

【第1次調査（簡易ルート）】 前ページのフローと異なる部分

(1) 外観による判定

- ①一見して住家全部が倒壊
- ②一見して住家の一部の階が全部倒壊
- ③一見して住家全部が流出又はずり落ち
- ④地盤の液状化等により基礎のいずれかの辺が全部破壊かつ基礎直下の地盤が流出・陥没
- ⑤地盤面の亀裂が住家直下を縦断・横断

いずれかに該当

全壊
(損害割合50%以上)

(2) 傾斜による判定

いずれにも該当しない

外壁又は柱の傾斜が1/20以上

該当

全壊

(3) 部位による判定

該当しない

基礎の損傷率が75%以上

該当

半壊

該当しない

外壁又は柱の傾斜が1/60以上

該当

該当しない

- ①(屋根)横瓦若しくは瓦の概ね30%以上にズレ等がある又は小屋組が損傷するなど屋根の一部が変形しており、ひとたび降雨があれば浸水を免れない
- ②(壁(外壁))程度Ⅲ相当(仕上材が脱落等することにより下地材が見えている)以上の損傷が概ね20%以上ある
- ③(建具)程度Ⅳ相当(ドア又は窓の枠が変形して隙間が生じている)以上の損傷が概ね20%(2か所)以上ある

全てに該当

半壊※

該当しない

半壊に至らない※

※「全壊」又は「半壊」以外の区分については、(3)ー1部位による判定又は第2次調査により判定

【第2次調査】

被災者から申請があった場合

(1) 外観による判定

- ①一見して住家全部が倒壊
- ②一見して住家の一部の階が全部倒壊
- ③一見して住家全部が流出又はずり落ち
- ④地盤の液状化等により基礎のいずれかの辺が全部破壊かつ基礎直下の地盤が流出・陥没
- ⑤地盤面の亀裂が住家直下を縦断・横断

いずれかに該当

全壊
(損害割合50%以上)

(2) 傾斜による判定

いずれにも該当しない

外壁又は柱の傾斜が1/20以上

該当

全壊

(3) 部位による判定

該当しない

基礎又は柱(又は耐力壁)の損傷率が75%以上

該当

該当しない

50%以上

各部位の損傷程度等(及び傾斜)から住家の損害割合を算定する。

40%以上50%未満

大規模半壊

30%以上40%未満

中規模半壊

20%以上30%未満

半壊

10%以上20%未満

準半壊※

10%未満

**準半壊に至らない※
(一部損壊)**

※外壁又は柱の傾斜が1/60以上1/20未満の場合は半壊

【被災者から再調査の依頼があった場合の対応】

被災者から再調査の依頼があった場合

被災者の依頼の内容を精査した上で、必要に応じて再調査を実施

(新設)

新	旧
1. 第1次調査に基づく判定 (略) (1) 外観による判定 (略) (2) 傾斜による判定 外壁又は柱の傾斜を下げ振り等により測定し、判定を行う。 傾斜は原則として住家の1階部分の外壁の四隅又は四隅の柱を計測して単純平均したものとする。 ■下げ振りによる調査 (略) (図1) 建物上部が手前に傾斜している場合 (略) (図2) 建物上部が奥に傾斜している場合 (略) 傾斜は、下げ振りの垂直長さ (h) に対して、水平寸法 (d : d₂ - d₁ 又は d₁ - d₂) の占める割合を計算して測定する。 <u>なお、水平寸法は2方向の水平寸法を合成</u> <u>$\sqrt{(x\text{軸方向の水平寸法})^2 + (y\text{軸方向の水平寸法})^2}$から算出</u> <u>することが可能 (以下、本運用指針において同じ。) である。</u>	1. 第1次調査に基づく判定 (略) (1) 外観による判定 (略) (2) 傾斜による判定 外壁又は柱の傾斜を下げ振り等により測定し、判定を行う。 傾斜は原則として住家の1階部分の外壁の四隅又は四隅の柱を計測して単純平均したものとする。 ■下げ振りによる調査 (略) (図1) 建物上部が手前に傾斜している場合 (略) (図2) 建物上部が奥に傾斜している場合 (略) 傾斜は、下げ振りの垂直長さ (h) に対して、水平寸法 (d : d₂ - d₁ 又は d₁ - d₂) の占める割合を計算して測定する。

新	旧																						
傾斜が $1/20$ 以上の場合は、当該住家の損害割合を 50%以上とし、「全壊」と判定して、調査を終了する。 傾斜が $1/60$ 以上 $1/20$ 未満の場合は、傾斜による損害割合を 15%とし、部位による判定を行う <u>(少なくとも、当該住家の損害割合を 20%以上 30%未満とし、「半壊」と判定する)</u>。 また、傾斜が $1/60$ 未満である場合は、傾斜による判定は行わず、部位による判定を行う。 (例) 傾斜の測り方 (木造・プレハブ) 下げ振りの垂直部分の長さ $h=1,200\text{mm}$ の場合 <table><tr><th colspan="2">傾 斜</th><th rowspan="2">判 定</th></tr><tr><th>傾斜 (d/h)</th><th>$h=1,200\text{mm}$ の場合</th></tr><tr><td>$(d/h) \geq 1/20$</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>$1/60 \leq (d/h) <$</td><td></td><td>傾斜による損害割合を 15%と</td></tr></table>	傾 斜		判 定	傾斜 (d/h)	$h=1,200\text{mm}$ の場合	$(d/h) \geq 1/20$	(略)	(略)	$1/60 \leq (d/h) <$		傾斜による損害割合を 15%と	傾斜が $1/20$ 以上の場合は、当該住家の損害割合を 50%以上とし、「全壊」と判定して、調査を終了する。 傾斜が $1/60$ 以上 $1/20$ 未満の場合は、傾斜による損害割合を 15%とし、部位による判定を行う。 また、傾斜が $1/60$ 未満である場合は、傾斜による判定は行わず、部位による判定<u>のみ</u>を行う。 (例) 傾斜の測り方 (木造・プレハブ) 下げ振りの垂直部分の長さ $h=1,200\text{mm}$ の場合 <table><tr><th colspan="2">傾 斜</th><th rowspan="2">判 定</th></tr><tr><th>傾斜 (d/h)</th><th>$h=1,200\text{mm}$ の場合</th></tr><tr><td>$(d/h) \geq 1/20$</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>$1/60 \leq (d/h) <$</td><td></td><td>傾斜による損害割合を 15%と</td></tr></table>	傾 斜		判 定	傾斜 (d/h)	$h=1,200\text{mm}$ の場合	$(d/h) \geq 1/20$	(略)	(略)	$1/60 \leq (d/h) <$		傾斜による損害割合を 15%と
傾 斜		判 定																					
傾斜 (d/h)	$h=1,200\text{mm}$ の場合																						
$(d/h) \geq 1/20$	(略)	(略)																					
$1/60 \leq (d/h) <$		傾斜による損害割合を 15%と																					
傾 斜		判 定																					
傾斜 (d/h)	$h=1,200\text{mm}$ の場合																						
$(d/h) \geq 1/20$	(略)	(略)																					
$1/60 \leq (d/h) <$		傾斜による損害割合を 15%と																					

新				旧			
	1/20	20mm ≤ d < 60 mm	し、部位による 判定を行う <u>(少なくとも、住家の損害割合を20%以上 30%未満とし、「半壊」とする)。</u>		1/20	20mm ≤ d < 60 mm	し、部位による 判定を行う。
	(d/h) < 1/60	(略)	(略)		(d/h) < 1/60	(略)	(略)
(3) 部位による判定 <u>(3) - 1、(3) - 2 又はその両方により判定を行う。</u> <u>(3) - 1</u> (略) 「(2) 傾斜による判定」により外壁又は柱の傾斜が 1/60 以上 1/20 未満と測定された場合は、 ①「傾斜」(=15%) + 「屋根」の損害割合 (「壁(外壁)」及び「基礎」の損害割合を「傾斜」の損害割合(=15%)に置き換える。) ②全ての部位別損害割合の合計 のいずれか大きな数値をとり、判定する <u>(少なくとも、当該住家の損害割合を 20%以上 30%未満とし、「半壊」と判定する)。</u> (略)				(3) 部位による判定 (略) 「(2) 傾斜による判定」により外壁又は柱の傾斜が 1/60 以上 1/20 未満と測定された場合は、 ①「傾斜」(=15%) + 「屋根」の損害割合 (「壁(外壁)」及び「基礎」の損害割合を「傾斜」の損害割合(=15%)に置き換える。) ②全ての部位別損害割合の合計 のいずれか大きな数値をとり、判定する。 (略)			

新	旧
<u>(3) - 2</u> <u>住家の基礎の損傷率を外観目視により把握し、75%以上となる場合に当該住家の損害割合を 50%以上とし、「全壊」と判定する。</u> <u>また、屋根、壁（外壁）及び建具の損傷状況を外観目視により把握し、次の①～③を全て満たすものを「半壊」と判定する。</u> <u>①（屋根）棟瓦若しくは瓦の概ね 30%以上にズレ等がある又は小屋組が損傷するなど屋根の一部が変形しており、ひとたび降雨があれば浸水を免れない</u> <u>②（壁（外壁））程度Ⅲ相当（仕上材が脱落等することにより下地材が見えている）以上の損傷が概ね 20%以上ある</u> <u>③（建具）程度Ⅳ相当（ドア又は窓の枠が変形して隙間が生じている）以上の損傷が概ね 20%（2 か所）以上ある</u> <u>なお、全棟調査を行う場合等、（1）、（2）及び（3）－2により、「全壊」及び「半壊」に限って迅速に判定を行うことも考えられる。</u> （略） 1－1. ～ 1－3. （略） 2. 第2次調査に基づく判定 第2次調査は、第1次調査を実施した住家の被災者から申請があった場合 <u>又は市町村が必要と判断した場合</u> に実施する。（略）	<u>(新設)</u> （略） 1－1. ～ 1－3. （略） 2. 第2次調査に基づく判定 第2次調査は、第1次調査を実施した住家の被災者から申請があった場合に実施する。（略）

新

(1) 外観による判定 (略)

(2) 傾斜による判定

(略)

傾斜が 1／60 以上 1／20 未満の場合は、傾斜による損害割合を15%とし、部位による判定を行う (少なくとも、当該住家の損害割合を 20%以上 30%未満とし、「半壊」と判定する)。

また、傾斜が 1／60 未満である場合は、傾斜による判定は行わず、部位による判定を行う。

(例) 傾斜の測り方 (木造・プレハブ)

下げ振りの垂直部分の長さ h=1,200mmの場合

傾 斜		判 定
傾斜 (d/h)	h=1,200mmの場合	
(d/h) ≥ 1/20	(略)	(略)
1/60 ≤ (d/h) < 1/20	20mm ≤ d < 60mm	傾斜による損害割合を 15%とし、部位による判定を行う <u>(少なくとも、住家の損害割合を 20%以上 30%未満</u>

旧

(1) 外観による判定 (略)

(2) 傾斜による判定

(略)

傾斜が 1／60 以上 1／20 未満の場合は、傾斜による損害割合を15%とし、部位による判定を行う。

また、傾斜が 1／60 未満である場合は、傾斜による判定は行わず、部位による判定のみを行う。

(例) 傾斜の測り方 (木造・プレハブ)

下げ振りの垂直部分の長さ h=1,200mmの場合

傾 斜		判 定
傾斜 (d/h)	h=1,200mmの場合	
(d/h) ≥ 1/20	(略)	(略)
1/60 ≤ (d/h) < 1/20	20mm ≤ d < 60mm	傾斜による損害割合を 15%とし、部位による判定を行う。

新				旧			
			<u>とし、「半壊」とする)。</u>				
	(d/h) < 1/60	(略)	(略)		(d/h) < 1/60	(略)	(略)
(3) 部位による判定 (略)				(3) 部位による判定 (略)			
2-1. ~ 2-9. (略)				2-1. ~ 2-9. (略)			
3. 被災者から再調査の依頼があった場合の対応 (略)				3. 被災者から再調査の依頼があった場合の対応 (略)			

新	旧
【非木造】 (略)	【非木造】 (略)

新	旧
<第2編 水害による被害> 水害による被害とは、豪雨や台風等により、浸水することによる住家の機能損失等の損傷、津波や河川の氾濫に伴う水流やがれきの衝突等による損傷及び水害に伴う宅地の流出や土砂の堆積等の地盤被害による住家の損傷をいう。	<第2編 水害による被害> 水害による被害とは、豪雨や台風等により、浸水することによる住家の機能損失等の損傷、津波や河川の氾濫に伴う水流やがれきの衝突等による損傷及び水害に伴う宅地の流出や土砂の堆積等の地盤被害による住家の損傷をいう。 <u>水害により被災した住家に対する被害調査は、【木造・プレハブ】戸建ての1～2階建ての場合には、第1次調査・第2次調査の2段階で実施し、それ以外の場合には第2次調査の1段階のみで実施する。</u> <u>第1次調査は、【木造・プレハブ】戸建ての1～2階建ての場合に利用するもので、外観の損傷状況及び浸水深の目視による把握を行う。調査により把握した住家の外観の損傷状況及び浸水深により、住家の損害割合を算定し、被害認定基準等に照らして、住家の被害の程度を判定する。なお、津波や河川の氾濫に伴う水流やがれきの衝突等により外壁及び建具が破壊されている場合には判定の方法が異なることに留意する。</u> <u>第2次調査は、第1次調査を実施した住家の被災者から申請があった場合、第1次調査を実施したが判定には至らなかった場合又は第1次調査の対象に該当しない場合に実施する。</u> <u>第2次調査は外観の損傷状況の目視による把握、住家の傾斜の計測、浸水深の確認及び住家の主要な構成要素ごとの損傷程度等の目視による把握を行う。調査により把握した住家の外観の損傷状況、住家の傾斜、部位ごとの損傷程度等により、住家の損害割合を算定し、被害認定基準等に照らして、住家の被害の程度を判定する。</u>

新	旧
<u>なお</u>、水害によって土砂等が住家及びその周辺に一様に堆積している場合には、「第4編 液状化等の地盤被害による被害」に定める方法で調査を行うことも可能である。 【木造・プレハブ】 (略) 【非木造】 (略)	<u>なお、第2次調査は、外観から一見して「全壊」と判定できる場合を除き、原則として被災者の立会いの下で内部立入調査を行う必要があるが、倒壊の危険がある等、内部立入調査ができない相当の理由がある場合は、内部立入調査ができるようになるまでの間は外観目視調査のみでも可とする。</u> <u>第2次調査実施後、被災者から判定結果に関する再調査の依頼があった場合には、当該被災者の依頼の内容を精査し、再調査が必要と考えられる点があれば、その点について再調査を行う。</u> <u>再調査に基づく住家の被害の程度の判定結果については、理由とともに当該被災者に示す。</u> <u>また</u>、水害によって土砂等が住家及びその周辺に一様に堆積している場合には、「第4編 液状化等の地盤被害による被害」に定める方法で調査を行うことも可能である。 【木造・プレハブ】 (略) 【非木造】 (略)

新	旧
<第3編 風害による被害> 風害による被害とは、竜巻や台風等により、風圧力が作用することによる住家の損傷、暴風に伴う飛来物の衝突による住家の損傷及び損傷した箇所から雨が降り込むことによる機能損失等の損傷をいう。	<第3編 風害による被害> 風害による被害とは、竜巻や台風等により、風圧力が作用することによる住家の損傷、暴風に伴う飛来物の衝突による住家の損傷及び損傷した箇所から雨が降り込むことによる機能損失等の損傷をいう。 <u>風害により被災した住家に対する被害調査は、外観の損傷状況の目視による把握、住家の傾斜の計測及び住家の主要な構成要素ごとの損傷程度等の目視による把握により行う。調査により把握した住家の外観の損傷状況、住家の傾斜及び部位ごとの損傷程度等により、住家の損害割合を算定し、被害認定基準等に照らして、住家の被害の程度を判定する。</u> <u>なお、調査は、外観から一見して「全壊」と判定できる場合又は明らかに被害の程度が「半壊」に至らないと判断できる場合を除き、原則として被災者の立会いの下で内部立入調査を行う必要があるが、倒壊の危険がある等、内部立入調査ができない相当の理由がある場合は、内部立入調査ができるようになるまでの間は外観目視調査のみでも可とする。</u> <u>調査実施後、被災者から判定結果に対する再調査の依頼があった場合には、当該被災者の依頼の内容を精査し、再調査が必要と考えられる点があれば、その点について再調査を行う。再調査に基づく住家の被害の程度の判定結果については、理由とともに当該被災者に示す。</u>

新	旧
【木造・プレハブ】 (略)	【木造・プレハブ】 (略)
【非木造】 (略)	【非木造】 (略)

新	旧
＜第 4 編 液状化等の地盤 被害による被害＞ (略) 調査票 (略) 参考資料 (略)	＜第 4 編 液状化等の地盤 被害による被害＞ (略) 調査票 (略) 参考資料 (略)

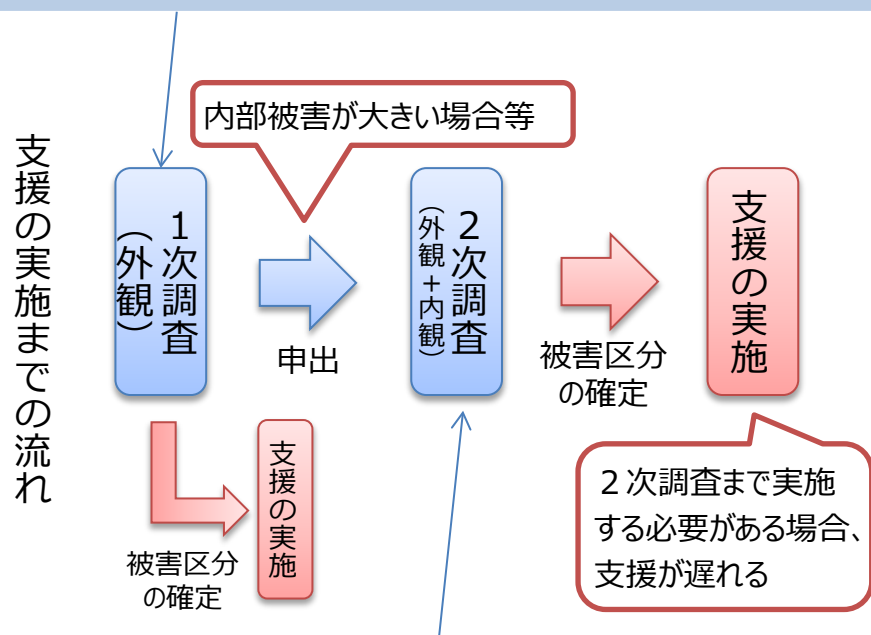
地震に係る被害認定調査の改善（調査フロー、簡易な「半壊」判定）

- ✓ 令和6年能登半島地震では、住家内部の被害が大きい場合であっても、1次調査（外観調査）を経た上で2次調査（外観＋内部調査）に進むため、判定に時間を要し、公的支援の申請に遅れが生じるケースがあるとの指摘があった。
- ✓ このため、市町村の判断により1次調査を省略可能とするなど調査の効率化のためのフローの改善を図るほか、1次調査時点で簡易に「半壊」と判定できる基準を新たに策定し、迅速な公的支援につなげる。

R6能登半島地震での課題

課題①

- ◆ 外観被害は少なく、内部被害が大きい場合でも、まず、外観調査である1次調査の実施が必要



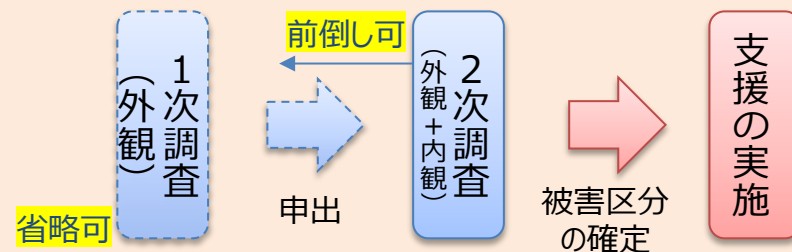
課題②

- ◆ 1次調査で「一部損壊」等でも、2次調査で「半壊」となる例が多数

今回の見直し

改善①

- ◆ 市町村の判断により、1次調査の省略や2次調査の前倒し実施が可能であることを明確化



改善②

- ◆ 計算によらず、1次調査の段階で、外観による「半壊」判定が可能となる基準を新たに策定



「半壊」基準のイメージ

※ 3つ全て満たす場合

⇒迅速な公的支援の実施につなげる ※その他、所要の改定を実施